

Circular Future Action

循環未来アクション

—大阪市一般廃棄物処理基本計画—

令和8年3月

大阪市

目 次

第 1 章	計画策定の考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
第 2 章	ごみの概況	
1	ごみ処理の現状	3
2	これまでの取組の概要	8
3	ごみ処理の現状と課題及び今後の方向性	1 2
第 3 章	一般廃棄物処理基本計画	
1	基本理念	2 0
2	基本方針	2 1
3	計画期間	2 2
4	計画目標	2 2
5	計画量	2 3
6	本計画で取り組む施策体系	2 5
7	具体的施策	2 6
8	ごみの処理	4 1
9	災害対策	5 1
1 0	生活排水（し尿等）の処理	5 1
1 1	計画の進行管理	5 1
第 4 章	食品ロス削減推進計画	
1	計画の基本事項	5 2
2	食品ロスの現状	5 4
3	削減目標	5 8
4	推進する施策	5 9
5	計画の推進体制	6 2
6	計画の進行管理	6 2

「おことわり」

記載の数値は、端数処理や表現の関係で一致しない場合があります。

第 1 章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

大阪市では、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、これまで、ごみの適正処理という観点だけでなく、3R（リデュース（廃棄物等の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の取組を市民・事業者の皆さんとともに積極的に進めてきた結果、ごみ処理量はピーク時の半以下となり、焼却工場の稼働体制の縮小など大きな成果を達成してきました。

令和2（2020）年3月改定の「大阪市一般廃棄物処理基本計画【改定計画】」（以下「前計画」という。）では、SDGs¹の視点など廃棄物行政を取り巻く状況変化を踏まえ、食品ロスやプラスチックごみの削減など新たな施策により、一層のごみ減量を進めることとしていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に減少したごみ量は、社会経済活動の回復とともに、増加しています。

現在、国内外においては、カーボンニュートラル（脱炭素）²、サーキュラーエコノミー（循環経済）³、ネイチャーポジティブ（自然再興）⁴に係る取組など、持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しています。国では、令和元（2019）年に G20 大阪サミットにおいて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に基づき、2050 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロの実現をめざすとともに、令和4（2022）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）を施行し、令和6（2024）年8月閣議決定の「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けるなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況は大きく変化しています。

一方、本市では、現在、若年層の流入や外国人住民をはじめ人口の増加傾向が続いているほか、高齢化の進展、インバウンド（訪日外国人客）の増加、自然災害のリスクの高まりといった多くの課題に直面しています。

こうした社会経済状況を踏まえ、市民、事業者、地域コミュニティ、観光客をはじめとした来阪者などあらゆる主体との連携のもと、持続可能な循環型の未来社会をめざして、SDGs の達成、循環経済への移行、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるとともに、将来にわたって適正なごみ処理を安定的に継続していくため、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

¹SDGs（持続可能な開発目標）：平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール等から構成されている。

²カーボンニュートラル（脱炭素）：ライフサイクル全体で見たときに、二酸化炭素（CO₂）の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態のこと。

³サーキュラーエコノミー（循環経済）：資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムのこと。

⁴ネイチャーポジティブ（自然再興）：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、市域内の一般廃棄物の処理について定めるものです。

また、本計画は、大阪市環境基本計画の分野別の計画として、位置付けるとともに、大阪市のごみ焼却処理事業を担っている大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）が策定する「大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理基本計画」との整合を図ります。

さらに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）第13条第1項に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」にも位置付けるとともに、海洋プラスチックごみ削減につなげる「『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』実行計画」をはじめとする関連計画との整合も図ります。

〈図1〉「大阪市一般廃棄物処理基本計画」と関連計画等との関係

